

入札公告

什器等物品調達について、次のとおり競争入札を行いますので、京都里山SDGsラボ運営協議会会計規則第5条に基づき、次のとおり公告します。

令和3年10月29日

京都里山SDGsラボ運営協議会
代表 浅利 美鈴

1 入札に付する事項

(1) 物品の名称及び数量

什器等物品調達：R3-3

名称：イトーキWAチェア ブラックフレーム×ライムグリーン肘付き
YWA-BL-LG 組立て設置込み

数量：12台

(2) 納入場所

京都里山SDGsラボ運営協議会

(京都市右京区京北周山町下寺田11 元京北第一小学校内)

(3) 納入期限 (予定)

令和3年11月18日 (木)

(4) 入札方法

入札は、入札者（代理人を含む。）による入札書の直接提出または郵送、もしくは電子メールにより行うものとする。

(5) 入札保証金

免除

2 入札に参加する者に必要な資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。ただし、(2)に該当する者が受託事業者に決定した場合は、契約締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出するものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者

(2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格有し、かつ、自己を証明する書類（様式2）を提出する者

ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと

オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

3 参加資格の確認結果の取り消し

(1) 受託候補者を選定する日時までに、4に規定する参加資格を喪失したとき。

- (2) 入札書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があると認められる場合。
- (4) 入札金額が、予定価格を超えた場合。

4 入札手続き

- (1) 入札参加申込書の提出
入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式1）及び自己を証明する書類（様式2）を提出すること。（直接提出または郵送、もしくは電子メール）
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認申請
入札に参加しようとする者は、上記入札に参加する者に必要な資格を有することを証する書面を期日までに提出すること。（直接提出または郵送、もしくは電子メール）
- (3) 入札書の交付
入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、申請者に入札参加資格があるものと認められるときは、入札書を交付する。
- (4) 入札参加申込書及び自己を証明する書類の提出期間
公告の日から令和3年11月5日（金）午後5時まで（土、日、祝日を除く。）
- (5) 入札参加申込書及び自己を証明する書類の提出場所
京都里山SDGsラボ運営協議会事務局（担当：京北出張所 田中）
〒601-0292 京都市右京区京北周山町上寺田1-1（京北合同庁舎内）
電話：075-852-1811 E-mail：tanci510@city.kyoto.lg.jp

5 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 日時
令和3年11月9日（火）午前10時00分
- (2) 場所
京都里山SDGsラボ運営協議会事務局（京北合同庁舎内 1-1会議室）
〒601-0292 京都市右京区京北周山町上寺田1-1
- (3) 入札及び開札方法
入札書は直接提出または郵送の場合、封入及び割印を押印すること。電子メールの場合は、入札書の電子ファイルにパスワードをかけ、直接担当者に電話してパスワードを伝えること。入札終了後、直ちに開札を行い、落札予定者を決定することとする。

6 入札予定価格

- 金220,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
契約金額は、入札金額に100分の110を乗じた金額とする。

7 その他

- (1) 入札予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者を落札予定者とする。
- (2) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書や、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (3) 落札予定者は、落札後に当該物品の納入期限及び納入場所につき協議を行い、契約の締結に至ったときは、遅滞なく当該物品を納入すること。